

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市新津斎場
所管部・課	秋葉区役所区民生活課
所在地	新潟市秋葉区古田ノ内大野開33番地4
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律
設置条例	新潟市斎場条例
施設概要	敷地面積 2,266㎡ 建築面積 725㎡ (内訳) 火葬棟 300㎡ 待合室 372㎡ 車庫 53㎡ 火葬炉 3基 汚物焼却炉 1基 供用開始 昭和55年5月

施設 の 設置 目的
公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬業務及び火葬場の管理が支障なく行われることを目的とする。
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>次の基本理念を火葬及び葬儀が円滑に行えるよう斎場の業務を適正に管理運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の慣習や特性を十分に把握・理解のうえ、施設運営のあらゆる側面において、利用者の心情に配慮した接遇等サービスの提供に努めること。 ○ 施設内の施設・設備等について、良好な状態に保つよう努めること。 ○ 公の施設であることから、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。 ○ 業務遂行にあたって、名目のいかんを問わず、第三者から金品を收受しないこと。 ○ 常に服装・言動等に十分注意し、第三者に不快感・誤解を与えないこと。また宗教上の中立を保つこと。